

＜タッピー意匠使用までの流れ＞

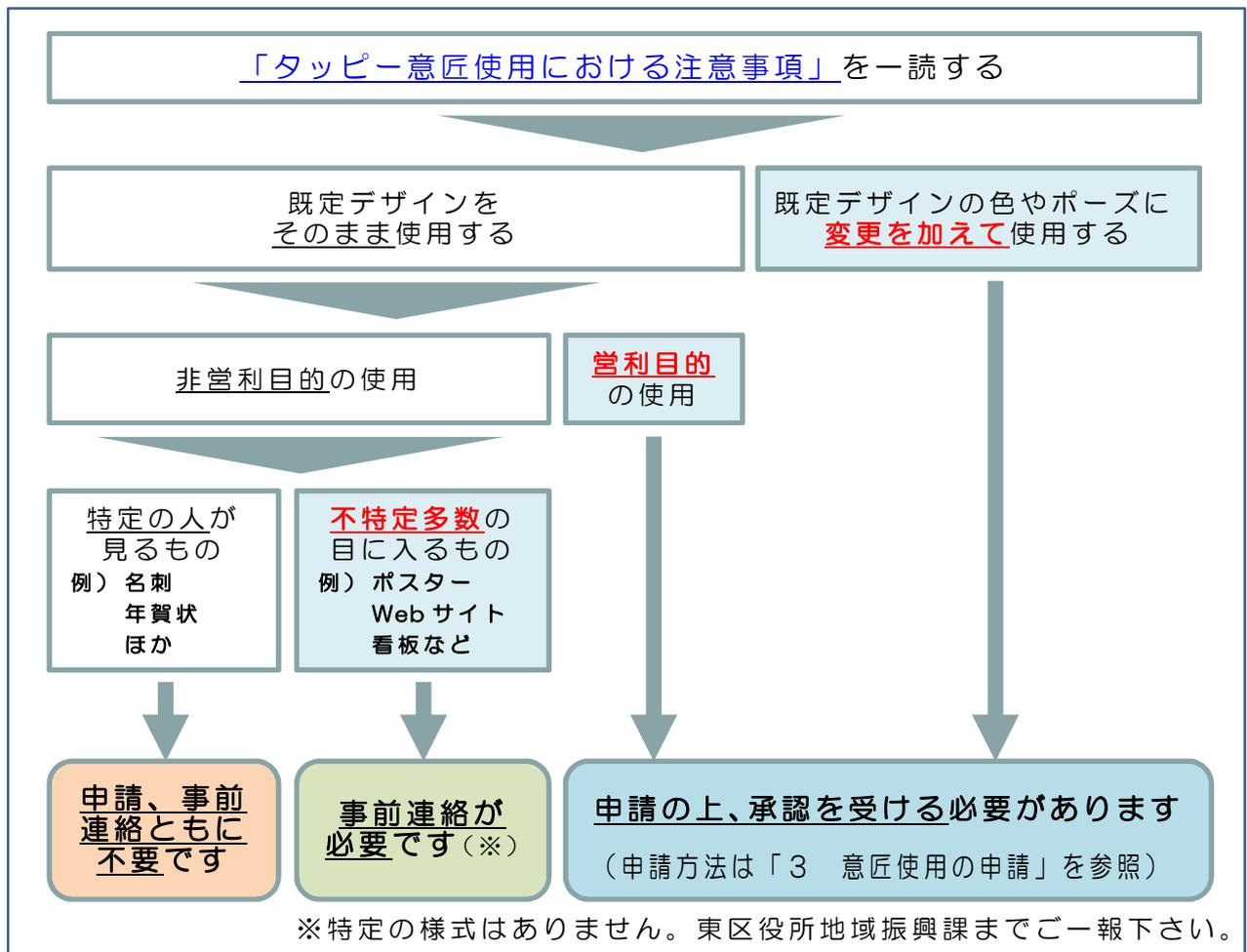
1 意匠を使用できるかどうかの確認

まず、[『東区マスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関する取扱要領』](#)をご一読いただき、意匠を使用できる案件かどうかを確認して下さい。

営利／非営利を問わず、東区および「タッピー」のPRやイメージアップ、東区のまちづくりへの寄与が認められる場合、使用することができます。

2 意匠使用申請の要否の確認

下記のフローチャートを確認し、意匠の使用にあたり、申請が必要かどうかを確認して下さい。



3 意匠使用の申請

申請が必要と判断された場合は、下記2点を東区役所地域振興課に提出し、承認を受けてください。

- ① 「タッピー意匠使用申請書」（様式1）
- ② 使用イメージ（案）（任意様式）

なお、使用期間は最長で3年間となりますので、それを超える場合は必ず再申請をお願いします。